

つながり人口創出のための「信州・地域プラットフォーム」構築推進事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

平成 30 年 6 月 21 日

長野県企画振興部地域振興課長

1 業務の概要

(1) 業務名

つながり人口創出のための「信州・地域プラットフォーム」構築推進事業

(2) 業務の目的

長野市鬼無里地区、小川村において従前から実施している事業等を活用し、地域に合ったつながり人口創出方法を事業参加者と地域の関係者が協働で研究・実践を行うことで継続的につながり人口として関わる人材の定着を促すとともに、県内市町村との共有化を図り、長野県へのつながり人口創出の普及を図る。

(3) 業務内容

長野市鬼無里地区及び小川村において、地域に合ったつながり人口創出方法を地域の関係者とともに協働で研究・実践する。

(4) 仕様等

別添「つながり人口創出のための『信州・地域プラットフォーム』構築推進事業業務委託仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」という。）のとおり。

なお、仕様書（案）の委託業務の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容を踏まえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、ご了承ください。契約後の変更については、その都度協議させていただきます。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① 事業体制
- ② 考え方・コンセプト
- ③ 事業参加者の獲得及び情報発信
- ④ 事業の全体デザイン及びコーディネート
- ⑤ 経費

(6) 業務の実施場所

東京都及び長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約の日から平成 31 年 2 月 14 日まで

(8) 費用の上限額

4, 378, 000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 公募型プロポーザル方式による業務委託候補者選定

受託を希望する方は、公募型プロポーザルに参加申込を行い、以下のとおり提案を行ってください。

提案内容等について審査の上、最も優れた能力を有すると認められるものを委託契約候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加者の負担になります。

3 公募型プロポーザル応募資格要件

次の各号に掲げる資格要件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び長野県財務規則第 120 条第 1 項に該当しない者であること。
- (2) 長野県から「物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 法人にあっては県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納している者であること。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 地域課題の解決や地域づくり活動等を通じたつながり人口創出に関するノウハウを有する者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (8) 長野県庁で行う説明会、プレゼンテーション及びその後の打合せ等に参加できること。

4 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する方は、下記により参加申込書を提出してください。提出期限までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第 1 号）
- ② 参加要件具備説明書類総括書（様式 1 の附表）

(2) 提出期限

平成 30 年 6 月 29 日（金） 午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

郵送、FAX 又は持参により、長野県企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室まで提出してください。（提出先は下記 12 を参照。なお、郵送又は FAX の場合は、必ず電話で到達の確認をお願いします。）

(4) 参加資格要件の審査

- ① 提出された参加申込書に基づき、参加資格要件の審査を行います。
- ② 必要に応じて、参加申込書提出者に対しヒアリングを行います。
- ③ 虚偽の記載事項がある場合、参加申込書は無効になります。

(5) 参加資格要件を満たさない者に対する理由の説明

- ① 県は、参加申込書を提出した者のうち、要件を満たさないため提出者として該当しなかった者（以下「非該当者」という。）に対し、非該当理由を書面により通知するものとします。
- ② 非該当者は、前項の通知をした日の翌日から起算して10日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面（様式自由）により県に対して非該当理由について説明を求めることができるものとします。
- ③ 県は、非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとします。

(6) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

5 プロポーザル説明会の開催

参加申込書提出者のうち、該当者に対し、次のとおり説明会を開催します。

なお、説明会を欠席した場合にはプロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

(1) 開催日時

平成30年7月3日(火) 午後1時30分から

(2) 開催場所

長野県庁西庁舎1階 入札室

6 応募に関する質問

企画提案書の作成に関する質疑については、以下により受け付けます。

(1) 受付期限

平成30年7月5日(木) 午後5時まで

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで（休日は除く）

(3) 受付方法

業務等質問書（様式第2号）をFAX又はメール等により、長野県企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室まで送付してください。なお、提出した場合は、電話にて到達の確認をお願いします。（送付先は下記12を参照。）

(4) 回答方法

原則として、プロポーザル説明会の参加者全員に対し、電子メールにより質問ごとに随時回答します。

7 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第3号）及び企画書（任意様式）

企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、記載してください。なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。

② 見積書（様式第4号）

経費の合計額は、1（8）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

③ 会社概要又はパンフレット（写し可）

（2）提出部数

6部（原本1部、コピー5部）

（3）提出期限

平成30年7月10日（火） 正午（必着）

（4）提出場所

長野県企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室（提出先は下記12を参照）

（5）提出方法

直接持参又は郵送とする。

（6）提出された企画書等の取扱い

① 企画書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とします。

② 提案された企画書等は返却しません。

③ 複数の企画書等の提出はできません。

④ 提出された企画書等は、提出者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがあります。

⑤ 提出された企画書等は、提出後に内容を変更することはできません。

⑥ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。

8 審査

委託候補者の選定は、「つながり人口創出のための『信州・地域プラットフォーム』構築推進事業業務委託プロポーザル選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が選定基準の配点に基づいて評価点を付与します。企画提案の評価点の合計額について最高点となった者を選定しますが、評価点の合計が、審査書の合計得点に審査員の人数を乗じた点数の6割以上を最低基準とし、最低基準を満たさない場合は選定しません。

（1）審査対象

提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。

（2）審査基準

別添「審査基準表」のとおり

（3）プレゼンテーションの日程等

① 日時

平成30年7月11日（水） ※時間は各提案者に対して個別に連絡します。

② 場所

長野県庁西庁舎303号会議室（予定）

③ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 20分間

審査委員による質疑 約10分間 ※日程は変更する場合があります。

（4）応募者多数に伴う書類選考について

6者以上から企画提案書の提出があった場合は、別添「審査基準表」に基づく書類選考を

実施し、プレゼンテーションに参加していただく5者を選出します。

(5) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室において閲覧に供します。

(6) 非選定理由に関する事項

- ① 見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日は除く。）に書面により回答します。

9 契約書案

別添契約書（案）のとおり

10 選定後の手続き等

(1) 契約手続き

- ① 県は、長野県財務規則（昭和42年長野県規則第2号）に定める随意契約の手続きにより、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。
- ② 本業務の業務委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、この内容（見積含む）をもって直ちに契約内容とするものではありません。契約締結及び事業実施にあたっては、必ず長野県と協議を行いながら進めるものとします。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければなりません。ただし、長野県財務規則第143条各号に該当する場合は納付を求めません。

(3) 委託料の支払

委託料の支払いは、原則として精算払とし、業務終了後に提出される報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。

(4) 業務の再委託

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできませんが、業務の一部については、受託者が予め県と協議し、県が認めた場合に限り第三者への委託、又は請け負わせることができます。

(5) 個人情報の取扱い

受託者が業務を行うにあたり取得した個人情報の取扱いについては、長野県個人情報保護

条例等に基づき、適正に行ってください。

(6) 守秘義務

受託者は、業務委託にあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(7) その他

- ① 本事業は県からの委託事業のため、事業の成果（著作権等含む）は県に帰属します。
- ② 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や長野県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。
- ③ 平成30年6月県議会において、本事業の委託契約に係る予算が計上されない場合は、契約を締結しない場合があります。

11 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、長野県企画振興部地域振興 楽園信州・移住推進室において閲覧に供します。

12 提案書等の提出先、問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
長野県企画振興部地域振興課楽園信州・移住推進室
（室長）出川 広昭 （担当）布施 直樹
電 話 026-235-7024
F A X 026-235-7397
メール iju@pref.nagano.lg.jp